

県西福祉センター 自立訓練(機能訓練)事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人県西福祉会が開設する県西福祉センター(以下「事業所」という。)が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(以下「法」という。)」に基づく自立訓練(機能訓練)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の職員が、支給決定を受けた障害者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定自立訓練(機能訓練)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、自ら提供する指定自立訓練(機能訓練)の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、前4項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 県西福祉センター
- 2 所在地 神奈川県南足柄市三竹 740-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス管理責任者 1名(常勤職員)
サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の作成に関するを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導又は助言等を行う。
- 3 看護職員 1名(非常勤職員)以上
看護職員は、利用者の健康管理等看護業務を行う。
- 4 理学療法士 1名(非常勤職員 1名)/言語聴覚士 1名(常勤職員 1名)/計画に基づき、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。
- 5 生活支援員 1名(常勤職員)以上

生活支援員は、計画に基づき、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
- 2 営業時間 午前9時から午後4時
- 3 年間の休日 日曜日及び年末年始

(利用定員)

第6条 事業所の定員は 6名とする。

2 前項の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)の内容)

第7条 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。また、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

2 通常の事業所に新たに雇用された利用者に対し、就職した日から6月間以上職場への定着のための支援を行うものとする。

(主たる対象者)

第8条 事業所は、主たる対象者を身体障害者(肢体不自由)とする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を利用者から受け取ることができるものとする。

① 食事の提供に要する費用及び入浴光熱費

② 日用品費

③ その他、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるもの

4 前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

南足柄市 小田原市

松田町 大井町 中井町 開成町 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使その他の、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 職員は、指定自立訓練(機能訓練)の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行う。

(苦情への対応等)

第14条 提供した指定自立訓練(機能訓練)に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定自立訓練(機能訓練)に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定自立訓練(機能訓練)に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定自立訓練(機能訓練)の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 職員の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年2回

2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該指定自立訓練(機

能訓練)を提供した日から5年間保存する。

5 利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(機能訓練)を提供した日から5年間保存する。

- ① 自立訓練(機能訓練)計画
- ② 具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 身体拘束等に係る記録
- ⑤ 苦情の内容等の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人県西福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 8月1日から施行する。

別表

食費及び光熱費

食費(食事の材料及び調理等にかかる費用)	1食あたり 650円
入浴光熱費(入浴に必要な光熱費(入浴実施時))	1回当たり 100円

その他の費用

必要材料費	実費(その都度、その内容の説明をいたします。)	創作活動、レクリエーション活動等にかかる材料費など。
その他必要な費用	おむつ代 写真プリント代(実費) コピー(FAX)代(1枚10円) カラーコピー(1枚100円) 電話代(3分以内10円) など	サービス後利用中に、利用者に負担いただくことが適当であると認められる経費をご負担いただきます。